

国立大学法人山形大学役員会規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人山形大学(以下「この法人」という。)に置く役員会について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見(この法人が国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
- (2) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 山形大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(組織)

第3条 役員会は、学長及び理事で組織する。

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

(会議)

第5条 役員会は、議長が招集する。

2 役員会は、原則として役員(監事を除く。以下この条において同じ。)全員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 役員会の議事は、会議に出席した役員の3分の2以上の賛成をもって決する。

4 役員会は、毎月2回定例として開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。

(資料の提出等の協力)

第6条 役員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(監事の出席)

第7条 監事は、役員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第8条 議長は、役員会の議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 役員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、議長

が役員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。